

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1) 運営規定

1. 事業者及び事業所の概要

事業者名・法人種別	医療法人社団 宗正会
代表者名	理事長 秦 裕文
所在地	福岡県福津市津丸 1164-3
電話番号・FAX番号	(TEL) 0940-43-1311 (FAX) 0940-43-0773

事業所名	ケアプランサービス東福岡
所在地	福岡県福津市津丸 1164-3
介護保険事業所番号	4074500077号
電話番号	0940-72-5578
FAX番号	0940-35-8575
実施地域（居住地）	福津市・宗像市（島を除く）・古賀市・その他

2. 事業の目的と基本理念

利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで、解決すべき課題や問題点を明らかにし、利用者の意思を踏まえて、速やかに必要な援助を行い、人生を生涯に渡ってサポートしていく事を目的とする。

《 基本理念 》

「つなぐ・ささえる・まもる」をモットーに、その人らしい生活に近づけるよう、利用者と共に、自立への支援を目指します。

3. 職員体制

*主任介護支援専門員

区分	常勤	業務内容
管理者	1（介護支援専門員と兼務）*	管理に関する業務
介護支援専門員	3人以上（常勤・専従）*	介護支援に関する業務

- ・その他 事務職員が1名
- ・担当件数 常勤介護支援専門員1名について44件
- ・主任介護支援専門員1人に対し1~2名は常時、地域包括支援センターからの支援困難ケースを受け入れる体制を確保しています。

4. 勤務体制

営業日時	月曜日～金曜日	8:30～17:00
	土曜日	8:30～12:30
休業日	日曜日、国民の祝日 8月13日～8月15日、12月30日～1月3日	

* 休日や時間外は留守番電話や携帯電話への転送及び、母体（東福間病院）へ電話を案内し24時間連絡体制を確保しています。

5. 第三者評価等の実施状況

当事業所は、第三者の評価機関（外部機関）からの評価の実施は行っておりません。

2) サービス内容説明

1. 提供するサービス

(1) 居宅介護サービス計画の作成

自宅を訪問し、利用者様や家族様よりお話を伺います。

- ・ 利用者様の心身の状態や家族様の状況に応じ、継続的かつ安定的にサービスが提供できるよう、居宅サービスの量との均衡を勘案した上で、「居宅サービス計画」（ケアプラン）を作成します。尚、居宅サービス計画の作成にあたっては、公正中立に複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を行い、サービスの選択を求めます。
- ・ 「居宅サービス計画」（ケアプラン）の内容、サービス事業者等の選定理由、利用料、保険の適用などを説明し、書類を交付の上、了解を得ます。
- ・ サービス担当者会議を開いてプランの検討をします。
- ・ 利用者様の了解を得て、主治の医師に意見等を伺います。
- ・ 月1回以上、自宅を訪問し、利用者様や家族様と面接を行います。

(2) 福祉サービス等の申請代行手続き等

- ・ 要介護認定等の申請の代行
- ・ 関連機関との連絡調整
- ・ 給付管理票の作成・提出

* 毎月、国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします

- ・ このサービスの提供に当たっては、利用者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ・ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。
尚、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介し、またサービス事業者等の選定理由を説明します。不明な点がありましたら、いつでも担当職員に遠慮なく御質問下さい。

2. 担当職員及び担当職員の変更

担当制でケアマネジャーが対応します。

尚 ご利用者様はいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。

その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業所は、担当の職員が退職する場合等正当な理由がある場合に限り、

担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にご利用者様の了解を得ます。

3. 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村（保険者）の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。

居宅介護支援費Ⅰ・特定事業所加算Ⅱ

要介護 1・2	1086 単位	11316 円
要介護 3・4・5	1411 単位	14702 円

※福津市は地域区分が6級地となるため通常の居宅介護支援費等の単位数に10.42円を乗じた金額が料金となります。

ターミナルケアマネジメント加算（400単位）

当事業は以下の要件を満たし、対象になるご利用者様に対してターミナルケアマネジメント加算を算定します。

- ・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。
- ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施している。
- ・訪問により把握した利用者の心身の状態等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供している。

4. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する介護支援及び介護ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

5. 緊急時の対応

当事業所のサービス提供中に、利用者の状態が急変した場合、その他必要な場合は、以下のように対応いたします。

- ・利用者の主治医または、事業者の協力医療機関へ連絡を行い、医師の指示に従います。
- ・利用者の緊急連絡先に連絡いたします。

9. 業務継続計画の策定

事業所は、感染や非常災害の発生に備え、事業の継続及び休止時の早期再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、発生時は、当該業務継続計画に従い対応を行います。また、業務継続計画は、職員間での共有を図るとともに、必要な研修・訓練を行いながら見直しを行い、実用性のある計画となるよう必要な取り組みを行っています。

10. 衛生管理について

事業所は、常に衛生環境配慮し、必要な設備、備品等の確保に努めています。また、事業所に、感染予防及び発生時の対応に係る指針を設置し、定期的な感染対策委員会の開催、研修及び会議を実施しながら必要な体制づくりを行っています。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者

虐待防止に関する責任者	管理者 吉村 満希
-------------	-----------

(2) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、事業所に、担当職員を設置するとともに、虐待防止のための指針を設置し、定期的な虐待防止委員会の開催、研修及び会議を実施しながら必要な体制づくりを行っています。

(3) サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村へ通報するものとします。

12. 身体拘束の適正化について

事業者は、身体拘束等における適正化のために、下記の対策を講じます。

(1) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむえない場合を除き身体拘束は行いません。

(2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

【 説明確認事項 】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記の重要事項を説明いたしました。

事業者	所在地	福岡県福津市津丸1164-3
	事業者名	医療法人社団 宗正会
	代表者名	理事長 秦 裕文
	事業所名	ケアプランサービス東福岡

説明者 _____

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、その内容について同意承諾致しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

